

公益財団法人高知県牧野記念財団
遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）並びに関連政省令及び告示（以下「法令等」という。）に基づき、公益財団法人高知県牧野記念財団（以下「財団」という。）において遺伝子組換え生物等の使用等（以下「使用等」という。）を行うに当たり、執るべき拡散防止措置及び安全確保について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、財団において行われる使用等に当たって執るべき拡散防止措置及び安全確保に関して総括する。

2 理事長は、法令等及びこの要綱の定めるところにより、財団において行われる使用等に当たって執るべき拡散防止措置及び安全確保について必要な措置を講じなければならない。

(安全委員会の設置)

第3条 財団に、使用等の安全かつ適切な実施を図るため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

(安全委員会の任務)

第4条 安全委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、これらの事項に関して理事長に助言又は勧告するものとする。

- (1) 使用等の法令等及びこの要綱に対する適合性に関する事項
- (2) 使用等に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- (4) その他使用等の拡散防止措置及び安全確保に関する事項

(安全委員会の組織等)

第5条 安全委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 専務理事
 - (2) 使用等に関与する職員の中から若干人
 - (3) 理事長又は安全委員会が必要と認める者
- 2 安全委員会に委員長を置き、専務理事をこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 前各項に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が安全委員会に諮って定める。

(安全主任者)

第6条 使用等に関して、安全主任者を置くものとする。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの要綱を熟知するとともに、拡散防止等に関する知識及び技術に習熟する者の中から、理事長が任命する。

(安全主任者の任務)

第7条 安全主任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 使用等が法令及びこの要綱に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験責任者に対し、指導助言を行うこと。
- (3) その他使用等の拡散防止措置及び安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第8条 理事長は、使用等に携わる者（以下「実験従事者」という。）のうちから、使用等について責任を負う者（以下「実験責任者」という。）を定めるものとする。

(実験責任者の任務)

第9条 実験責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 使用等に関して、法令等及びこの要綱を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対し、当該使用等に当たって必要な教育訓練及び指導を行うこと。
- (3) 使用等の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は使用等中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を安全主任者に報告すること。
- (4) その他使用等の拡散防止措置及び安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第10条 実験従事者は、使用等に当たり、拡散防止措置及び安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ使用等に精通し、習熟するものとする。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第11条 実験責任者は、実験従事者に対し、使用等において常に使用等に用いられる核酸供与体、宿主、ベクターに照らし、執るべき拡散防止措置の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

- 2 実験従事者は、使用等中に汚染が生じないようにしなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、実験従事者は、遺伝子組換え生物等の取扱いに当たっては、法令等に定められた注意事項を厳守しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の保管及び運搬)

第12条 遺伝子組換え生物等の保管について、執るべき拡散防止措置は、次に定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、かつ、当該容器の外側の見やすい箇所に、遺伝子組換え生物等である旨を表示すること。
 - (2) 容器は所定の場所に保管するものとし、保管場所が冷蔵庫その他の保管のための設備である場合には、当該設備の見やすい箇所に、遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示すること。
- 2 遺伝子組換え生物等の運搬について、執るべき拡散防止措置は、次に定めるところによる。
- (1) 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
 - (2) 最も外側の容器の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること。

(設備等の保全)

- 第13条 実験責任者は、実験室及びこれに付随する設備の保全の状態を定期的に点検しなければならない。
- 2 実験責任者は、前項の点検において異常を認めるときは、必要な措置を講ずるとともに、その旨を安全主任者に報告しなければならない。

(教育訓練)

- 第14条 実験責任者は、使用等に従事しようとする者に対し、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する教育訓練を企画し、実施するものとする。

(感染事故の措置)

- 第15条 安全主任者は、実験責任者又は実験従事者が実験室内で感染したとき又は感染したおそれがあるときは、直ちに実験室を閉鎖するとともに、感染者等の健康診断を行う等適切な措置を講じなければならない。
- 2 安全主任者は、前項の措置を講じたときは、理事長に報告しなければならない。

(緊急事態発生時の措置)

第16条 地震、火災等の災害により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれのあるときは、実験責任者は、その汚染の拡大を防ぐため必要な措置を講ずるとともに、直ちに理事長及び安全主任者に連絡し、必要に応じて関係機関に通報しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、安全委員会と連携して、事故等の状況、経過等について調査を行い、必要な処置、改善策等について指示するとともに、当該事故等の内容が外部の環境等に影響を与えるおそれがあるときは、主務大臣に報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、使用等に当たって執るべき拡散防止措置及び安全確保に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年12月11日から施行する。